

2020年度（2021年3月31日現在）貸借対照表

明治安田生命保険相互会社

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	1,146,096	保険契約準備金	33,189,008
現預金	58	支払準備金	126,671
預貯金	1,146,038	責任準備金	32,802,306
コ ー ル 口 一 ン	90,000	社員配当準備金	260,030
買入金債権	264,184	再 保 險	705
金 銭 の 信 託	154,622	社 債	640,735
有 価 証 券	35,382,820	そ の 他 負 債	3,084,355
国 債	15,766,989	売 現 先 勘 定	101,346
地 方 債	276,945	債券貸借取引受入担保金	2,500,282
社 債	2,322,203	未 払 法 人 税 等	17,433
株 式	4,713,734	未 払	44,815
外 国 証 券	10,854,668	未 払 費 用	36,639
そ の 他 の 証 券	1,448,279	前 受 収 益	2,699
貸 付 金	4,095,722	預 り 金	29,929
保 險 約 款 貸 付	207,776	預 り 保 証 金	35,328
一 般 貸 付	3,887,946	先 物 取 引 差 金 勘 定	112
有 形 固 定 資 産	869,150	金 融 派 生 商 品	282,409
土 地	610,792	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	27,324
建 設 仮 勘 定	251,647	資 産 除 去 債 務	3,416
建 設 仮 勘 定	3,293	仮 受	2,618
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,417	価 格 変 動 準 備 金	850,080
無 形 固 定 資 産	86,517	繰 延 税 金 負 債	310,945
ソ フ ト ウ ェ ア	60,371	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	79,003
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	26,145	支 払 承 諾	19,215
再 保 險 貸 付	884	負 債 の 部 合 計	38,174,049
そ の 他 資 産	488,525	（純資産の部）	
未 収 金	101,810	基 金	250,000
前 払 費 用	8,462	基 金 償 却 積 立 金	730,000
未 収 収 益	103,524	再 評 価 積 立 金	452
預 託 金	12,527	剩 余 金	509,886
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	1,836	損 失 填 補 準 備 金	12,424
先 物 取 引 差 金 勘 定	94	そ の 他 剩 余 金	497,461
金 融 派 生 商 品	59,888	基 金 償 却 準 備 金	140,000
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	185,274	価 格 変 動 積 立 金	29,764
仮 払 金	5,952	社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	38
そ の 他 の 資 産	9,153	事 業 基 盤 強 化 積 立 金	70,000
前 払 年 金 費 用	94,314	不 動 産 圧 縮 積 立 金	26,157
支 払 承 諾 見 返	19,215	特 別 準 備 金	2,000
貸 倒 引 当 金	△6,837	別 途 積 立 金	85
		当 期 未 処 分 剩 余 金	229,416
		基 金 等 合 計	1,490,339
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,874,641
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	28,006
		土 地 再 評 価 差 額 金	118,183
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,020,830
		純 資 産 の 部 合 計	4,511,169
資 産 の 部 合 計	42,685,218	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	42,685,218

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は391百万円であります。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年

過去勤務費用の処理年数 10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 26 号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。
- ・変額保険契約および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
 - ・1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの
 - ・1999 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率 2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2020 年度からの 4 年間にわたって積み立てることとしたもの
- なお、2007 年度より 1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約を対象として、予定利率 2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てておりましたが、当年度より、対象契約の拡大および予定利率の引き下げを行いました。
- 当年度から 4 年間にわたって積み立てを行いますが、積立初年度である当年度においては 608,713 百万円を積み立て、その結果、当年度末における積立所要額の 89.3%まで積み立てております。また責任準備金に含まれる危険準備金 364,016 百万円を取崩して追加責任準備金の一部として充当しております。
- なお、責任準備金の積立に際しては保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト等を実施して保険計理人が確認しております。
- 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
- 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型 ALM によっております。
- この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,146,096	1,146,096	—
その他有価証券(譲渡性預金)	52,995	52,995	—
買入金銭債権	264,184	273,558	9,374
満期保有目的の債券	185,473	194,847	9,374
その他有価証券	78,711	78,711	—
金銭の信託	154,622	154,622	—
その他有価証券	154,622	154,622	—
有価証券	34,457,723	36,412,393	1,954,670
売買目的有価証券	678,573	678,573	—
満期保有目的の債券	3,730,239	4,365,466	635,227
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442
その他有価証券	19,400,388	19,400,388	—
貸付金	4,095,722	4,270,550	174,827
保険約款貸付	207,776	207,776	—
一般貸付	3,887,946	4,062,774	174,827
貸倒引当金(*1)	△5,580	—	—
	4,090,142	4,270,550	180,407
社債	640,735	667,457	26,722
売現先勘定	101,346	101,346	—
債券貸借取引受入担保金	2,500,282	2,500,282	—
金融派生商品(*2)	(222,521)	(222,521)	—

ヘッジ会計が適用されていないもの	(34, 100)	(34, 100)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(188, 420)	(188, 420)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、925,096百万円(うち子会社株式及び関連会社株式876,895百万円)であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について470百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は45,148百万円であります。

②満期保有目的の債券のうち、信用状態の著しい悪化による当年度中の売却額は4,887百万円、売却損は112百万円であります。また、満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額	①国債・地方債等	3,227,182	3,793,137	565,954

を超えるもの	②社債	410,714	475,162	64,447
	③その他	266,823	281,115	14,292
	合計	3,904,720	4,549,415	644,694
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,991	2,991	△0
	③その他	8,000	7,906	△93
	合計	10,991	10,898	△93

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は786,256百万円であり、売却益の合計額は6,220百万円、売却損の合計額は35,679百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	①国債・地方債等	7,637,948	8,953,434	1,315,486
	②社債	17,038	20,443	3,405
	③その他	631,053	682,972	51,918
	合計	8,286,040	9,656,850	1,370,809
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	①国債・地方債等	1,926,000	1,905,510	△20,489
	②社債	336	333	△2
	③その他	436,146	405,271	△30,874
	合計	2,362,482	2,311,115	△51,367

- ④その他有価証券の当年度中の売却額は1,359,485百万円であり、売却益の合計額は91,255百万円、売却損の合計額は27,096百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えるもの	(1)株式	1,408,942	4,410,200	3,001,258
	(2)債券	4,495,430	4,828,182	332,752
	①国債・地方債等	2,862,000	3,099,231	237,231
	②社債	1,633,430	1,728,950	95,520
	(3)その他	7,009,004	7,779,831	770,826
	合計	12,913,377	17,018,214	4,104,837
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えないもの	(1)株式	160,982	139,151	△21,831
	(2)債券	104,911	103,472	△1,439
	①国債・地方債等	20,165	20,034	△130
	②社債	84,746	83,437	△1,309
	(3)その他	2,517,830	2,425,878	△91,951
	合計	2,783,724	2,668,501	△115,222

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について1,501百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,146,038	—	—	—	—	—
買入金銭債権	69,990	—	—	—	—	194,194
貸付金(*)	448,649	690,800	684,759	515,897	832,754	714,835
有価証券	1,333,499	2,053,792	1,126,637	2,180,727	4,645,887	15,536,263
満期保有目的の 債券	187,689	390,526	548,700	451,853	84,419	2,064,249
責任準備金対応 債券	1,149	112,823	27,687	312,772	2,025,835	8,168,253

その他有価証券のうち満期があるもの	1,144,660	1,550,442	550,249	1,416,101	2,535,632	5,303,759
合計	2,998,177	2,744,593	1,811,397	2,696,624	5,478,642	16,445,293

(*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない249百万円は含めておりません。

(*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	640,735
売現先勘定	101,346	—	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	2,500,282	—	—	—	—	—
合計	2,601,629	—	—	—	—	640,735

15. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は605,121百万円、時価は917,936百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、16,430百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は4,790百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額26百万円、延滞債権額364百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は11,640百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、454,861百万円であります。

18. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、719,161百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

19. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、3,021,283百万円であります。

20. 子会社等に対する金銭債権の総額は、15,063百万円、金銭債務の総額は、4,307百万円であります。

21. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	245,988百万円
前期剰余金よりの繰入額	148,874百万円
当期社員配当金支払額	134,950百万円
利息による増加等	117百万円
当期末現在高	260,030百万円

23. 担保に供されている資産の額は、有価証券35,394百万円であります。

24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は4,054,328百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は100,242百万円であり

ます。

25. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、58,645百万円であります。
26. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
27. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は45,929百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
28. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	258,468百万円
勤務費用	9,169百万円
利息費用	2,326百万円
数理計算上の差異の当期発生額	773百万円
退職給付の支払額	<u>△ 16,866百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>253,872百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	322,289百万円
期待運用収益	3,264百万円
数理計算上の差異の当期発生額	64,091百万円
事業主からの拠出額	1,631百万円
退職給付の支払額	<u>△ 11,736百万円</u>
期末における年金資産	<u>379,540百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	252,937百万円
年金資産	<u>△ 379,540百万円</u>
	△ 126,602百万円
非積立型制度の退職給付債務	934百万円
未認識数理計算上の差異	22,196百万円
未認識過去勤務費用	9,156百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	<u>△ 94,314百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,169百万円
利息費用	2,326百万円
期待運用収益	△ 3,264百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 5,488百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	<u>△ 1,390百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,352百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	5.7%
株式	37.4%
生命保険一般勘定	26.4%
共同運用資産	19.8%
投資信託	4.6%
現金及び預金	2.0%
その他	4.2%
合計	<u>100.0%</u>

年金資産合計には、退職給付信託が53.8%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は973百万円であります。

29. 子会社等の株式等は、876,895百万円であります。

30. 繰延税金資産の総額は、821,795百万円、繰延税金負債の総額は、1,128,247百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,493百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金488,334百万円および価格変動準備金237,682百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,081,955百万円であります。

当年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△24.86%であります。

31. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は17百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は17,999百万円であります。

32. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 子会社及び関連会社株式の減損

① 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、子会社株式及び関連会社株式876,895百万円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度の計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）を当年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。